

## 第 3 期廿日市市教育大綱策定の方針について

### 1 策定の趣旨

現行の第 2 期廿日市市教育大綱については、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間が対象期間となっており、令和 7 年度に次期大綱を策定する必要がある。令和 8 年度を始期とするはつかいち未来ビジョン 2035 を反映し、第 4 期廿日市市教育振興基本計画をはじめとする各関係個別計画との整合を図ると共に、本市の教育、学術及び文化の振興を実現するため、大綱の内容を見直す。

このたび、「次期廿日市市教育大綱」を策定するにあたり、策定方針を整理する。

### 2 策定の考え方

- ・総合教育会議において協議する。
- ・地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての教育に関する総合的な目標や根本となる方針を定めるものとし、詳細な施策は策定しない。
- ・国の教育振興基本計画を参酌する。また、関係計画との整合を図りながら策定する。(はつかいち未来ビジョン 2035、第 4 期廿日市市教育振興基本計画、第 3 期廿日市市子ども子育て支援事業計画、廿日市市こども計画)

### 3 策定の方針

- ・現行の教育大綱を継承しつつも、現代の社会状況や課題を踏まえ、重要となる考え方・キーワードを適切に取り入れるものとする。
- ・第 3 期廿日市市教育大綱と第 4 期廿日市市教育振興基本計画は整合を図り、共通の理念を掲げる。

### 4 大綱の位置付け



